

平成20年10月31日  
農 林 水 産 省

## 輸入時に発生した食品衛生法違反の輸入小麦の調査結果について

### 1 経緯

平成14年度から19年度の6年間に輸入された小麦について、検疫所の検査により、食品衛生法違反となったものについて、全て調査した（残留農薬基準を超えたものはない）。

食品衛生法違反の輸入小麦は、検疫所の指示により、輸入商社が、積戻し、廃棄又は非食用として輸入することのいずれかを選択することとなっており、輸入商社は、いずれも非食用として輸入した。

今般、当該輸入小麦の処理について、各県の衛生部局と農政事務所が連携し、非食用として適正に処理されたかどうかについて調査を行った。

### 2 調査結果

(1) 平成18年11月に輸入され食品衛生法違反となった輸入小麦（743ト）については、輸入商社の荷渡指図書、振込伝票、サイロ業者の出庫伝票等と飼料加工工場側の搬入台帳、支払台帳、加工台帳等を照合し、飼料用として加工されたことを確認した。

(2) 平成20年3月に輸入され食品衛生法違反となった輸入小麦（130ト）については、輸入商社の荷渡依頼書、買受書、サイロ業者の出庫伝票と飼料加工工場側の原料受払台帳、振込台帳、加工台帳等を照合し、飼料用として搬入され、加工されたことを確認した。また、サイロ業者の保管台帳と現物確認により在庫していること、及び商社側における廃棄措置計画書と廃棄処理場の一般廃棄物管理票を照合し廃棄されたことを確認した。

(3) 平成15年1月に輸入され食品衛生法違反となった輸入小麦（622ト）については、既に5年以上が経過しており商社及び飼料加工工場とも関係帳票類が廃棄されており、調査・確認することが困難であった。